



児童手当・(特別) 児童扶養手当

次代の社会を担う児童の家庭を経済的に支援することを目的とした福祉制度があります。下表に該当する方は申請してください。認定されると、申請した翌月分から支給の対象となります。各手当は重複して受給することもできます。



| | 児童手当 | 児童扶養手当 | 特別児童扶養手当 |
|----------------------|--|---|--|
| 申請できる人 | <p>中学校修了前(15歳の年度末まで)の児童を養育している方</p> <p>※父母ともに児童を養育している場合は、原則として所得の高い方が申請者となります。</p> <p>※公務員は、勤務先での申請となります。</p> | <p>18歳の年度末までの児童(児童に一定の障害がある場合は20歳未満まで)を養育しているひとり親の方</p> <p>※父または母に一定の障害がある場合や、父または母がいない児童の養育者も手当が受けられます。</p> | <p>精神または身体に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している方</p> <p>※児童が施設などに入所している場合は支給対象外です。</p> |
| 各手当の月額(令和4年度) | <p>■所得制限限度額未満の場合</p> <p>○児童手当</p> <p>3歳未満 月額 15,000円</p> <p>3歳～小学校修了前</p> <p>…第1・2子 月額 10,000円</p> <p>…第3子以降 月額 15,000円</p> <p>中学生 月額 10,000円</p> <p>※第○子とは18歳の年度末までの児童の順番です。</p> <p>■所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合</p> <p>○特例給付</p> <p>月額一律 5,000円</p> <p>■所得上限限度額以上の場合</p> <p>支給はありません。</p> | <p>○1人目支給額</p> <p>月額 43,070円～10,160円</p> <p>○2人目加算額</p> <p>月額 10,170円～5,090円</p> <p>○3人目以降加算額</p> <p>月額 6,100円～3,050円</p> <p>※申請者や同居の家族の所得によって手当額を決定します(所得制限額を超える場合は支給停止となります)。</p> <p>※公的年金を受給している方は、年金の種類や金額によって手当が受けられない場合があります。</p> | <p>○重度障害の児童</p> <p>月額 52,400円</p> <p>○中度障害の児童</p> <p>月額 34,900円</p> <p>※申請者や同居の家族の所得が所得制限額を超える場合は、支給停止となります。</p> |

申請・手続きはお済みですか？

申請・手続きを行うことで、受け取れる給付金や手当があります。

★子育て支援課 ☎25-1130



令和4年度

子育て世帯生活支援特別給付金

子育て世帯生活支援特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への給付金です。ひとり親世帯や低所得の子育て世帯を対象に、児童1人につき10万円(国給付金5万円+再支給分5万円)が支給されます。期限までに申請してください。

※詳しくは市HPをご覧ください。

申請期限 2月28日(火)まで



ひとり親世帯



それ以外の世帯

※以下に該当する方は、すでに給付金を支給しているため、申請は不要です。

- ・令和4年4月分以降の児童手当または特別児童扶養手当を受給し、令和4年度市民税(均等割)が非課税の方
- ・令和4年4月分の児童扶養手当を受給した方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した等の理由で、すでに給付金を申請・受給した方

子ども医療費の助成

市では、18歳の年度末までのお子さんについて医療費を助成しています。お子さんの誕生日や転入日から15日以内に手続きをしてください。父母のうち、所得の高い人が申請者となります。

※詳しくは市HPをご確認ください。

【申請に必要なもの】

- ・お子さんの保険証
 - ・申請者名義の通帳
 - ・申請者とお子さんのマイナンバーが分かる書類
- ※お子さんの保険証やマイナンバーの分かる書類の発行に時間がかかる場合は、後日提出をお願いします。



市HP

なお、次のような場合は子ども医療費の対象外となりますので、喪失手続きを行ってください。

- ・お子さんが重度心身障害者医療費の対象となった場合
- ・お子さんが就職し、職場の健康保険に加入した場合

適正受診及びジェネリック医薬品の利用にご協力を

- ・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう
- ・医薬品を処方してもらう際は、ジェネリック医薬品の利用にご協力ください